生活・福祉・教育の大改悪を許すな!

札幌 共同連絡センター通信

http://www.sapporo-syahokyo.jp/syaho_kyodo.htm

2008年9月22日
第26号
事務局:札幌社保協内
電話:823－0867
FAX:821－3701
E-mail:
s-syaho@kin-ikyo.or.jp

自由に移動できる権利＝交通権は基本的人権

共同センターが中心となった実行委員会による「市民の『足』とくらしを考えるシンポジウム」が13日、東区民センターで開催されました。会場には多くの障がい者の方、実行委員会の各団体の方、新聞の案内を見てこられた方など100人が参加しました。

交通権は貧困・格差とも深く関連

日本交通権学会副会長の上岡直見氏が、シンポに先立って「『交通権』と公共交通の役割」のミニ講演を行いました。スライドを使い、交通権とは社会的・経済的・地理的条件にかかわらず移動を保障される権利である、交通権を保障されているかいないかで職業・教育・健康・貧困の格差とも深いつながりがあることなどを示しました。

世界の都市交通の比較で、運賃収入で運営コストを回収しているのは日本のみで、都市交通は都市インフラ(社会的経済・生産基盤)のひとつで欧米では赤字が普通と考えられていること、利用者にとってバス路線の維持そのものが目的ではなく、移動の自由の確保が重要と述べました。

障がい者にとって外出は生存権そのもの

交通権を考える連絡協議会の後藤昌男会長は、市の障がい者交通費助成の「見直し案」で大幅に削減されると、娘さんが作業所に24日通っているのが6日しか行けないことを紹介。弱い立場の所を「見直し」しないでほしい、障がい者にとって外出は生存権そのもの、基本的人権と考えてほしいと述べました。

市民参加で公共交通のあり方を考えよう

バス路線存続白石の会見嶽敦子会長は、白石で突然中央バス路線の廃止が報道され、みんなで存続させようと運動を行ってきた経験を報告。無くなったら障がい者施設、高校、透析に通えないなどの切実な声を行政やバス会社に署名で届けたこと、公共交通は地域の社会活動の基盤であり福祉である、住民参加の地域協議会は本当に住民の意見が反映されるものにすべきである、と述べました。

公共の意味を考え市民の意見反映を

東区在住の山田定市北大名誉教授は、高齢者の立場で公共交通に依拠しないと生活できないこと、利用者の負担で当然と言うのは公共の意味がない、民営・公営であろうと同じ公共という考えで協議することが必要と述べました。市は利用実態を調査し、利用者の意向を反映させる協議機関をきちんと作るべきではないかと主張しました。

参加者からも多くの意見

東区のダウン症の娘さんの父親の方は、娘さんの例を示して、市の交通費助成見なおし案では作業所に通えないこと、知的障がい者、視覚障害者にとって、現行の福祉パスが無くなったら、利用事態が困難であることを発言しました。

敬老パスを守る連絡会からは、改悪直後のアンケートで上限が決められたことによって、多くの高齢者が通院や買い物などを制限せざるを得なくなったことを紹介し、障がい者の交通費助成の改悪はやめるべきと発言がありました。

村上市議(共産党)は、バス路線問題は住民不在の協議、国の規制緩和、市バス民営化と市の補助制度のあり方など問題が噴出したもの、公共交通は働く権利や生存権につながるものであり、住民との協議ができる場をきちんと要求したいと述べました。

シンポジウムの資料集が残っていますので、差し上げます。上岡先生のスライド、シンポジストの発言関連資料などが載っています。
希望する方は事務局までご連絡ください。